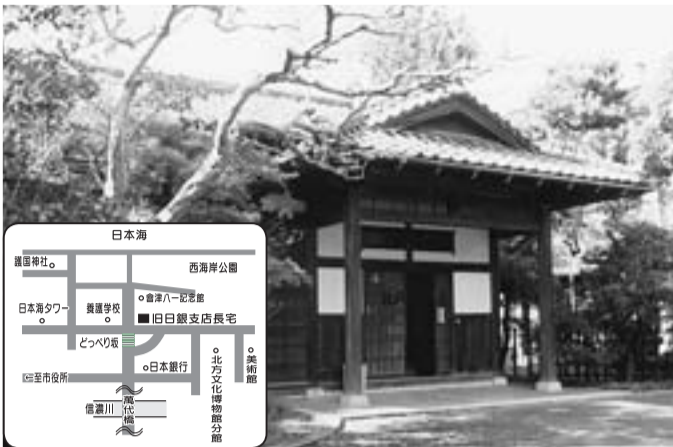


旧日銀支店長役宅リニューアル さまざまな文化活動の場に



7月の主な催し

催し物	期日	備考
砂井正七遺作展	7/20(水)～8/21(日) 午前9時～午後5時半	当日直接同館へ
市無形文化財「市山流舞踊」・踊り 市山七十世・お話 小山芳寛(郷土の文化に親しむ会会長)	7/24(日) 午後2時から	定員50人。7月15日金曜(必着)までに往復はがきで砂丘館へ(1枚につき2人。応募多数の場合抽選)
ギャラリートーク「砂井正七の眼力」・木下晋(画家)と大倉宏(砂丘館館長)の対談	7/31(日) 午後2時～3時	参加費500円。当日直接同館へ

改修工事のため閉鎖していた旧日本銀行新潟支店長役宅が、「砂丘館」として7月からリニューアルオープンしました。これに伴い、市民の皆さんが文化活動に利用できる貸室や、喫茶スペースを新たに設けました。見学は、これまでと同様に随時可能です。なお、指定管理者制度により、新潟絵屋・新潟ビルサービス特定共同企業体が施設の管理運営を行います。

●貸室の利用受け付け
砂丘館の蔵(ギャラリー)、居間、茶の間、座敷、奥座敷の利用ができます。有料ですが、さまざまな文化活動にご利用ください。

●利用受付は、利用日の3カ月前からです。

●茶寮 六華(さりようりつか)
砂丘館の豪華な応接室に喫茶スペースができました。見学やイベントの際に、くつろいだひとときをお楽しみください。

●開館時間 午前9時～午後9時
●休館日 月曜(月曜が祝日の場合はその翌日)、祝日の翌日、年末年始
●駐車場はありませんが、公共交通機関などをご利用ください。

この委員会では、国の史跡指定が予定されている、新潟地区の古津八幡山遺跡の保存活用に向けた、基本設計の策定を行います。

委員は公募委員を含む10人で構成し、会議は、原則平日昼間に年2回程度開催します。

対象 本市に在住する、応募日現在20歳以上の(本市のほかの審議会などで委員になっている人

史跡古津八幡山遺跡 保存整備検討委の委員募集

ご利用ください。問い合わせ 砂丘館(☎222-2676)へ

さまざまな催し
ギャラリーや座敷などを利用して、さまざまな催しを行います。

7月の主な予定は表の通りです。詳しくは同館へお問い合わせください。

と、市議会議員を除く募集人数 2人
課題文 新潟市の遺跡と史跡整備(800字以内、200字)
応募方法 7月25日(必着)までに、課題文に住所・氏名・電話番号・生年月日を記入した用紙を添えて、直接(市役所第2分館4階)、郵便(〒951-8550)、FAX(225-9309)、メール(rekishu@city.nigata.jp)へ(歴史文化課 ☎内線2253)へ

国民健康保険 新しい保険証を7/22に発送

新しい保険証を7月22日金曜に発送します。1人1枚の個人カードの保険証です。この保険証は、届いた日から使用できます。台紙上の切れ目に沿ってはがし、封筒に記載の「お願い」と、同封のリーフレットの「注意事項」を読んでから使ってください。保険証のビニールカバーは、機械封入れ作業が困難なため、地区事務所、支所、連絡所に置いてあります。7月30日土曜までに保険証が届かない場合は、これまでの保険証の記号・番号を確認の上、問い合わせしてください。また、普通郵便で送付しますが、配達記録郵便などほかの受取方法を希望する場合は、7月15日金曜までにご連絡ください。

問い合わせ 国民健康保険課(☎内線2692)へ

高齢受給者証 7/25に発送 高齢老人医療

国民健康保険に加入し、70歳以上で「高齢受給者証」を持っている人に、新しい受給者証を送ります。また、「老人医療受給者証」は、再判定の結果、負担割合の変わる人に限り新しい受給者証を送ります。発送日はいずれも7月25日月曜です。新しい受給者証は8月1日月曜から使用できます。

なお、8月1日から2割負担になる世帯の判定基準が変わります。表参照。

問い合わせ先 高齢受給者証…国民健康保険課(☎内線2692)、老人医療受給者証…高齢者福祉課(☎内線2708)

表 2割負担判定基準の比較

	7月31日まで	8月1日から
課税所得	124万円以上	145万円以上
年収	高齢者複数世帯	637万円以上
	高齢者単身世帯	450万円以上
	484万円以上	

※7月31日までは平成15年中、8月1日からは16年中の課税所得または年収(申請が必要)の額で判定

指定管理者を公募 市民サービスの向上を推進

公の施設の管理は、管理委託制度で市の出資法人などに限られていたが、平成15年6月の地方自治法の改正で、民間事業者やNPOなども管理できる指定管理者制度になりました。

今年度、指定管理者制度の導入・公募を予定している施設は、公(☎内線2191)へ

表 今後公募予定の施設

施設名	問い合わせ	公募開始時期
濁川公園分区分園	公園水辺課(☎内線2833)	7月下旬
白山公園燕喜館・市民茶亭遊神	公園水辺課(☎内線2833)	
新津育ちの森	新津支所福祉健康課(☎0250-24-2111)	
石宮公園地下自転車駐車場	土木企画課(☎内線2932)	
ふれあい健康センター(アクアパーク)	廃棄物政策課(☎内線2744)	8月上旬
青少年三川自然の森	青少年課(☎内線3262)	
新潟市庭球場	体育課(☎内線3272)	8月中旬
新潟市民プラザ	文化振興課(☎2155)	
老人福祉センター黒崎荘	高齢者福祉課(☎内線2655)	8月下旬
豊栄さわやか老人福祉センター		
小須戸老人福祉センター		
老人福祉センター横雲荘		
いこいの家西川荘		
いこいの家月寿荘		
中之口老人福祉センター	保健福祉総務課(☎内線2602)	
高齢者生きがいルーム 寿楽		
西川社会福祉センター		
豊栄地域保健センター		

平成17年度

国民健康保険料・介護保険料 確定通知書を発送

17年度国民健康保険料の確定通知書と、第4期から12期分の納付書(口座振替世帯は通知書のみ)を7月15日金曜に発送します。

確定保険料は、16年中の所得を基に計算した1年分の保険料です。7月以降第4期から12期に納める保険料は、確定保険料から暫定保険料(第1期から3期)を差し引いた金額になります。詳しい計算方法などは、同封する「国保だより」をご覧ください。

なお、合併前に旧豊栄市の国民健康保険に加入していた人は、保険料率が異なります。詳しくは、豊栄支所税務課(☎内線169)にお問い合わせください。

◆特別な事情で納付困難なときは、早めに相談を
火災などの災害で大きな損害を受けたとき、国保加入者に障害者手帳を持っている人がいるとき、母子・父子家庭の世帯など、特別な事情で保険料を納めることが困難な場合、保険料の減免を受けられることがあります。確定通知書を持参の上、早めにご相談ください。

ただし、失業などで所得が大幅に減少した場合の減免申請は、17年中の所得が確定する18年1月以降に受け付けます。

◆2割軽減の減額申請
保険料の2割軽減に該当すると思われる世帯には、「国民健康保険料減額申請書」を7月15日金曜に発送します。必要事項を記入し、8月1日月曜(必着)までに返送してください。

問い合わせ先 国民健康保険課(☎内線2689)支所

介護保険
65歳以上の人に、17年度の介護保険料の確定通知書をあす11日に発送します。これは、市民税の課税状況などに基づき確定した、17年度の保険料額を通知するものです。

通知書には、納付方法と保険料の段階、金額が記載してあります。

◆納付方法
2通りに分かれます。年金から天引きされる人には「特別徴収」、それ以外の人には「普通徴収」と記載してあります。納付方法は、年金の額などによって決まり、選択することはできません。

特別徴収の場合、天引きされる年金の種類が記載してあります。

普通徴収の場合、市から毎月中旬に送付する納付書で保険料を納めてもらいます。口座振替の人には、引き落とし口座が記載してあります。

◆保険料
今年度は合併前の各市

町村の保険料が適用される。本人や世帯員の課税状況に応じて5段階(新潟・亀田地区は6段階)に分かれます。

特別徴収の場合は年金の支給月ごとに天引きされる保険料が、普通徴収の場合は毎月納める保険料が、それぞれ記載してあります。

詳しくは、きょう10日の新聞に折り込んでいるチラシをご覧ください。

◆保険料の減免
火災などの災害にあり、一定の基準以下の収入や資産で、かつ扶養者がいないなど、納付が困難な場合には、減免措置があります。詳しくは、ご相談ください。

問い合わせ 介護保険課(☎内線2774)へ